

令和3年第1回

十和田地域広域事務組合議会

定例会会議録

令和3年第1回定例会議録目次

令和3年2月24日（水曜日）

○ 議事日程第1号	3
○ 本日の会議に付した事件	4
○ 出席議員	4
○ 欠席議員	4
○ 説明のため出席した者	4
○ 職務のため出席した事務局職員	5
○ 開 会	6
○ 日程第1 会議録署名議員の指名	6
○ 日程第2 会期の決定	6
○ 日程第3 一般質問	6
○ 日程第4 議案第1号 十和田地域広域事務組合し尿処理事務財政調整基金条例の制定について～日程第22 報告第1号 専決処分の報告について	15
○ 日程第4 議案第1号 十和田地域広域事務組合し尿処理事務財政調整基金条例の制定について	17
○ 日程第5 議案第2号 十和田地域広域事務組合浄化槽清掃業の許可に関する条例の制定について	18
○ 日程第6 議案第3号 十和田地域広域事務組合事務局設置条例等の一部を改正する条例の制定について	18
○ 日程第7 議案第4号 十和田地域広域事務組合職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について	18
○ 日程第8 議案第5号 十和田地域広域事務組合消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定について	20
○ 日程第9 議案第6号 十和田地域広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	21
○ 日程第10 議案第7号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について	21
○ 日程第11 議案第8号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合規約の変更について	22
○ 日程第12 議案第9号 令和3年度十和田地域広域事務組合一般会計予算	22
○ 日程第13 議案第10号 令和3年度十和田地域広域事務組合消防特別会計予算	23
○ 日程第14 議案第11号 令和3年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計予算	24

○ 日程第 1 5 議案第 1 2 号 令和 3 年度十和田地域広域事務組合清掃特別 会計予算	2 5
○ 日程第 1 6 議案第 1 3 号 令和 3 年度十和田地域広域事務組合火葬特別 会計予算	2 7
○ 日程第 1 7 議案第 1 4 号 令和 3 年度十和田地域広域事務組合十和田市 消防団事務受託事業特別会計予算	2 7
○ 日程第 1 8 議案第 1 5 号 令和 3 年度十和田地域広域事務組合消防通信 指令事務協議会特別会計予算	2 8
○ 日程第 1 9 議案第 1 6 号 令和 3 年度十和田地域広域事務組合衛生特別 会計予算	2 8
○ 日程第 2 0 議案第 1 7 号 令和 2 年度十和田地域広域事務組合消防特別 会計補正予算 (第 2 号)	2 9
○ 日程第 2 1 議案第 1 8 号 令和 2 年度十和田地域広域事務組合学校給食 特別会計補正予算 (第 2 号)	2 9
○ 日程第 2 2 報告第 1 号 専決処分の報告について	3 0
○ 閉 会	3 0

令和3年第1回十和田地域広域事務組合議会定例会議決結果表

開会 令和 3年 2月24日
閉会 令和 3年 2月24日

議案番号	件名	議決月日	議決結果
議案第1号	十和田地域広域事務組合し尿処理事務財政調整基金条例の制定について	令和3年 2月24日	原案可決
議案第2号	十和田地域広域事務組合浄化槽清掃業の許可に関する条例の制定について	〃	〃
議案第3号	十和田地域広域事務組合事務局設置条例等の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
議案第4号	十和田地域広域事務組合職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
議案第5号	十和田地域広域事務組合消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
議案第6号	十和田地域広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
議案第7号	青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について	〃	〃
議案第8号	青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合規約の変更について	〃	〃
議案第9号	令和3年度十和田地域広域事務組合一般会計予算	〃	〃
議案第10号	令和3年度十和田地域広域事務組合消防特別会計予算	〃	〃
議案第11号	令和3年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計予算	〃	〃
議案第12号	令和3年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計予算	〃	〃
議案第13号	令和3年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計予算	〃	〃
議案第14号	令和3年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計予算	〃	〃

議案番号	件名	議決年月日	議決の結果
議案第15号	令和3年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計予算	令和3年 2月24日	原案可決
議案第16号	令和3年度十和田地域広域事務組合衛生特別会計予算	〃	〃
議案第17号	令和2年度十和田地域広域事務組合消防特別会計補正予算(第2号)	〃	〃
議案第18号	令和2年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計補正予算(第2号)	〃	〃
報告第1号 専決第1号	専決処分の報告について 新十和田湖消防署庁舎建築工事請負契約の一部変更契約の締結について	〃	報告済

議事日程第1号

令和3年2月24日(水)午後2時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 一般質問
- 第4 議案第 1号 十和田地域広域事務組合し尿処理事務財政調整基金条例の制定について
- 第5 議案第 2号 十和田地域広域事務組合浄化槽清掃業の許可に関する条例の制定について
- 第6 議案第 3号 十和田地域広域事務組合事務局設置条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議案第 4号 十和田地域広域事務組合職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議案第 5号 十和田地域広域事務組合消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議案第 6号 十和田地域広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第 7号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組規約の変更について
- 第11 議案第 8号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組規約の変更について
- 第12 議案第 9号 令和3年度十和田地域広域事務組合一般会計予算
- 第13 議案第10号 令和3年度十和田地域広域事務組合消防特別会計予算
- 第14 議案第11号 令和3年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計予算
- 第15 議案第12号 令和3年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計予算
- 第16 議案第13号 令和3年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計予算
- 第17 議案第14号 令和3年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計予算
- 第18 議案第15号 令和3年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計予算
- 第19 議案第16号 令和3年度十和田地域広域事務組合衛生特別会計予算
- 第20 議案第17号 令和2年度十和田地域広域事務組合消防特別会計補正予算(第2号)
- 第21 議案第18号 令和2年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計補正予算(第2号)
- 第22 報告第 1号 専決処分の報告について
 - 専決第 1号 新十和田湖消防署庁舎建築工事請負契約の一部変更契約の締結について

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員（13名）

1番	山	田	洋	子
2番	中	嶋	秀	一
3番	長	根	一	男
4番	久	田	伸	一
6番	澤	上		訓
7番	櫻	田	百合	子
8番	斉	藤	重	美
9番	山	本		実
11番	尾	形	裕	之
12番	横	道	一	男
13番	久	慈	年	和
14番	堰	野	端	展
15番	豊	川	泰	市

欠席議員（2名）

5番	佐々木	勝
10番	苫米地	繁雄

説明のため出席した者

管 理 者	小山田	久
副 管 理 者	吉 田	豊
副 管 理 者	若 宮	佳 一
副 管 理 者	櫻 井	雅 洋
副 管 理 者	西 村	雅 博
事 務 局 長	牛 崎	満
消 防 長	高 森	仁 史
次 長	寺 地	充 宏
警 防 課 長	川 村	博 秀
予 防 課 長	山 崎	一 行
通 信 指 令 課 長	川 村	宏 範
十和田消防署長	森	一 仁
六戸消防署長	玉 川	政 行

十和田湖消防署長	氣 田 安 裕
会 計 管 理 者	山 田 広 美
監 査 委 員	高 岡 和 人
監査委員事務局長	山 端 さゆり
教 育 長	丸 井 英 子
教 育 部 長	中 野 寿 彦
教育総務課長	原 田 克 人
学校給食センター所長	松 尾 誠 子

職務のため出席した事務局職員

次	長	端	康	広
次 長 補 佐	角 浜			篤
次 長 補 佐	盛 田			均
係	長	舘 林	伸	吉
主	幹	松 橋	伸	昌
主	査	佐々木	大	樹

開 会

午後 2 時 3 0 分 開会

○議長（豊川泰市） 出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

ただいまから令和 3 年 2 月 1 0 日告示招集されました令和 3 年第 1 回十和田地域広域事務組合議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。本日の議事は、議事日程第 1 号をもって進めてまいります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（豊川泰市） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 8 1 条の規定により、6 番澤上訓議員、7 番櫻田百合子議員を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長（豊川泰市） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日 1 日限りとしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日限りと決定しました。

日程第 3 一般質問

○議長（豊川泰市） 日程第 3、一般質問を行います。

質問は、通告順により議長において指名します。

それでは、指名します。2 番中嶋秀一議員。

○2 番（中嶋秀一） 皆様、こんにちは。2 番、十和田市議会選出の中嶋秀一でございます。よろしくお願い申し上げます。

私たちが生活していく上で必ず出てくるものがごみです。ごみが回収され焼却されるという当たり前の日常を支えてくださるごみ回収業者、ごみ処理場の皆様、また関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

ごみを燃やせば二酸化炭素が排出され、地球環境を汚染します。日本は、2050 年までに 80% の温室効果ガスの排出削減を目指し、今世紀後半のできるだけ早期に脱炭素社会を実現することを目指すという目標を掲げています。この目標を実現するためには、どのような取組が必要となるでしょう。様々な企業で二酸化炭素排出を抑えた取組を進めています。東京の TBM という会社では、2025 年までに二酸化炭素排出ゼロを目指し、プラスチックではない夢の素材、石灰岩を原料とした LIME X を開発、強

くて軽くて変幻自在に加工ができるようです。名刺にすると、砕けず、破けず、水の中でも字が書け、プラスチックの代用品になるそうです。SDGsを考えた会社理念で、1,300兆円の経済効果を生む事業として注目されています。

山形県のスパイバーという会社では、微生物のたんぱく質から糸を作り、様々な商品を生み出しています。新しいウィッグ、かつらや人工血管、自動車のドア、ダウンジャケットなど、環境負荷が大きい石油を使わずに製造可能にした取組、サステナビリティ革命というそうですが、アパレル業界を中心に注目されています。私たち自治体も、少しでも二酸化炭素削減に取り組んでまいりたいと思っています。

それでは、通告に従い一般質問させていただきます。昨年行われた十和田地域広域事務組合定例会において、ごみ処理施設定期補修整備について、十和田最終処分場が現在いっぱいの状態、五戸最終処分場もあと10年くらいで満杯になるとの話がありました。今後の計画とごみ焼却場の現状について伺いたいと思います。

1つ、十和田最終処分場がいっぱいとなっているとのことですが、今はどのように処分しているかお知らせください。

2つ、今後十和田最終処分場を増設する計画はあるかお知らせください。

3つ、ごみ焼却場にパッカー車が列をなしていると業者から聞きました。その理由は何でしょうか。

4つ、ごみ焼却場のごみ投入扉が4基のうち3基しか機能していないと聞いていますが、その理由は何でしょうか。

次に、ごみ焼却灰について伺います。リサイクルの推進として焼却残渣の全量セメント原料化について、民間施設への処理委託を継続し、現有最終処分場の延命化と資源の有効活用を図るとしてはありますが、次のことをお知らせください。

1つ、可燃ごみの焼却灰はどのように処理しているかお知らせください。

2つ、今後もセメント原料化の方法で進めていくのかお知らせください。

壇上からの質問は以上でございます。ありがとうございました。

○議長（豊川泰市） 管理者。

○管理者（小山田 久） 私からは、十和田最終処分場を増設する計画はあるのかについてお答えいたします。

当方組合では、十和田最終処分場と五戸第2最終処分場、この2か所を所有し、現在使用しております。十和田最終処分場は、ほぼ満杯に近い状態にあります。五戸第2最終処分場は、計画上の埋立て容量に対しまして、まだ約4割弱の余裕と申します。残余があることから、これまでどおり焼却灰及び飛灰についてはセメントの原料化を進めまして、そして最終処分場の延命化を図りながら、現在の処分場を使ってまいりたい、そのように思っております。したがって、今新たに増設するという計画はございません。

その他のご質問につきましては、事務局長から答弁をさせます。

以上、壇上からの答弁といたします。

○議長（豊川泰市） 局長。

○事務局長（牛崎 満） 十和田最終処分場の状況についてお答えいたします。

十和田最終処分場は、現時点でまだ残余容量がございますけれども、ほぼ満杯に近い

状態となっております。このため、ごみの処分方法につきましては、可燃ごみはごみ焼却施設において焼却処理し、排出された焼却灰及び飛灰はセメントの原料として再利用し、不燃ごみのうちリサイクルできないものは五戸の最終処分場に運んでおり、基本的には十和田最終処分場には入れないように努めております。

次に、ごみ焼却場にパッカー車が列をなした理由についてお答えいたします。去年は、春先からの新型コロナウイルスへの感染対策としてのステイホームなどの影響によるものと思われませんが、全般的に家庭から排出される可燃ごみの搬入量が増大していました。特にごみの多いゴールデンウィークやお盆の時期などは、収集業者が指定時間内に業務を終えるため、収集車両の台数を増やすこととなります。また、その時期は住民の直接搬入も多くなっており、このような原因が重なったことで車が集中し、列をなすこととなったと考えております。

次に、焼却場の投入扉が一部機能していなかったことについてお答えいたします。先ほど述べましたとおり、去年はごみ搬入量が増大したことにより、一時期ではございますが、ごみをためるピット、貯留槽ですけれども、これがごみでいっぱいになることがあり、投入口4か所のうち3か所の扉部分を超える高さまでごみを積んだため、扉を開けないようにしておいたものでございます。現在は、ごみ搬入量が減少したこともあり、4基の扉全てが使用可能となっております。

次に、可燃ごみの焼却灰はどのように処理しているのかについてお答えいたします。可燃ごみを焼却した後の焼却灰及び飛灰については、八戸市のセメント会社に引き取っていただき、セメントの原料として再利用していただいております。

また、今後もセメント原料化を進めるのかについてお答えいたします。焼却灰などをセメントの原料とすることは、ごみ資源の有効活用によるごみのリサイクル率の向上と最終処分場での処分が不要となるため、今後もセメント原料化を進めたいと考えております。そして、このことは最終処分場の延命化にもつながるものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（豊川泰市） 中嶋議員。

○2番（中嶋秀一） 昨年8月に500トンの可燃ごみが一般廃棄物として十和田最終処分場で処分されました。今後もこのような状況が生じる可能性はあるのでしょうか。また、この可燃ごみを最終処分場で処分したことは問題にはならないか伺います。

○議長（豊川泰市） 局長。

○事務局長（牛崎 満） 今後も可燃ごみを十和田最終処分場で処分する可能性があるのか、また問題にならないのかについてお答えいたします。

十和田最終処分場は、可燃ごみも処分できる施設として県に届出を行い、受理していただいている施設でございますので、可燃ごみを処分することについては問題はございません。しかしながら、今回のような可燃ごみが急増して処理が追いつかない場合や、焼却施設の故障などで通常の焼却処理ができないような非常時には、同様の措置を取らざるを得ないと考えております。

以上です。

○議長（豊川泰市） 中嶋議員。

○2番（中嶋秀一） 昨年4月から12月までの可燃ごみが月平均3,000トンです。年間約3万6,000トンとなりますが、令和2年度一般廃棄物処理計画では令和2年4月1日から令和3年3月31日までの燃えるごみ排出量見込みが2万9,983トンとなっています。実際の排出量と実施計画には6,000トンの差が生じています。このような差があるから、昨年8月の可燃ごみを処理し切れず最終処分場へ搬入ということになったのではないのでしょうか。実施計画の積算根拠をお知らせください。

○議長（豊川泰市） 局長。

○事務局長（牛崎 満） 令和2年度一般廃棄物処理実施計画の可燃ごみの積算根拠についてお答えいたします。

令和2年度一般廃棄物処理実施計画の燃えるごみ排出量見込みは、上位計画でありますごみ処理基本計画に示されている令和2年度可燃ごみ排出量を現在の管内総人口により修正し、積算したものでございます。

なお、このごみ処理基本計画につきましては、5年ごとに見直しを行う予定となっております。

以上でございます。

○議長（豊川泰市） 中嶋議員。

○2番（中嶋秀一） リサイクル率について伺います。当組合では、平成30年度実績のリサイクル率は22.1%、令和2年度目標値は25%となっておりますが、全国平均は何%でしょうか。

○議長（豊川泰市） 局長。

○事務局長（牛崎 満） リサイクル率の全国平均は何%かについてお答えいたします。

公表されております最新のデータは平成30年度ですが、全国平均のリサイクル率は19.9%となっております。

以上でございます。

○議長（豊川泰市） 中嶋議員。

○2番（中嶋秀一） 全国平均よりリサイクル率が高まっていることですので、これからもなお進めていただければと思います。

徳島県上勝町では、2020年までに町内から出るごみをゼロにする目標を掲げ、2003年に日本で初めてゼロ・ウェイスト宣言を発表し、昨年度末でリサイクル率8割に達したそうです。さらに、2016年からはごみの分別を拡大し、13項目に分けています。1、まだ使えるもの、2、生ごみ、3、金属類、4、紙類、5、布類、6、バイオマス類、7、プラスチック類、8、瓶類、9、危ないもの類、10、粗大ごみ、11、燃やさなければならぬもの、12、埋めなければならぬもの、13、お金がかかるもの、この13種類に分別した上で資源化を効率的に進め、毎年80%までリサイクル率を維持し、全国トップクラスになっています。残りの20%はゴムや複数の素材が強力に結合した製品で、焼却か埋立てでしか処分できないものです。町では、昨年ゼロ・ウェイストを国内外に発信し、意識啓発を図る拠点として、ごみステーションの機能を拡充して、ゼロ・ウェイストセンターにリニューアルしました。残る20%のごみを資源化するため、企業や大学などと連携し、リサイクルしやすい素材や分別の手間が省ける商品開発、実証実験の場として稼働させるそうです。

二酸化炭素削減は、現代社会の流れです。他自治体では、ここまで努力し工夫した事業展開をしていますが、当組合としてもリサイクル率アップのための分別の項目を増やす考えはないか伺います。

○議長（豊川泰市） 局長。

○事務局長（牛崎 満） リサイクル率アップのため、分別の項目を増やす考えはないかについてお答えいたします。

当組合での分別は12品目となっております。県内他市等でもおおむね9から12品目となっておりますので、少なくはないと考えておりますが、ごみの排出量や資源化等の状況を踏まえ、ごみ分別品目につきましては今後調査研究してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（豊川泰市） 中嶋議員。

○2番（中嶋秀一） 当組合のごみ処理場も建設から35年がたち、近い将来新たな施設建設の計画が持たれることでしょうか。世界一のごみ処理場を持つ北欧のデンマーク・コペンハーゲンでは、窒素酸化物排出が99%カットと世界最高水準です。ごみ処理場施設の屋上に全長370メートルのスキー場を造り、2019年10月にオープンしてからこれまでに約30万人以上が訪れています。60万人分のごみを処理し、暖房7万2,000世帯分をカバー、3万世帯分の電力を提供、建設費660億円ですが、改修まで30年の予定だそうです。

人のいるところにごみは出ます。人のいないところにごみは出ません。ごみを処理しながら人気施設を造るという逆転の発想から、ごみ処理場こそ人が住む近くにあるべきと、すぐそばに住宅が建ち並んでいます。今年の夏には、ビルの壁面を活用した世界最高80メートルのクライミングウォールがオープン予定です。2025年までに二酸化炭素の排出と吸収プラス・マイナス・ゼロを目指すとしています。

ここにいらっしゃる議員、理事者の皆さんで環境に優しい地域住民から愛されるごみ処理場建設が私たちの代でできることを望んで、全ての一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（豊川泰市） 以上で中嶋秀一議員の質問を終わります。

次に、1番山田洋子議員。

○1番（山田洋子） 1番、十和田市議会選出議員の山田洋子でございます。令和2年第2回定例会におきまして、家庭ごみの処分方法について質問させていただきましたが、その後に調査を行いまして、不明なところもありますので、一般質問させていただきます。

令和2年8月17日から21日に、約500トン分の家庭からの燃えるごみを焼却せずに埋め立てていました。十和田広域事務組合では、この理由について、委託収集業務を円滑に進めるためということで、各事業者に案内を出しておりました。コロナ禍の中、食事や趣味、仕事など家庭で過ごす時間も多くなっていた、またお盆休み明けの頃でもあった、断捨離といった家庭の不用品を処分する方が多かったなど、様々な要因で家庭からの可燃ごみが増えたという事情があったと思います。そのため、以前から焼却施設前での長時間にわたる待機が常態化していたことを考えての対策であったと推測さ

れます。そう考えるに至ったところでも、いろいろ疑問がございます。今回のような措置を行った経緯や、その処理に対する考え、埋め立てたごみの今後の処理についてなど、分かりやすい説明をお願いしたいです。

市民がごみを埋め立てたり、事業者が野菜くずを埋め立てた、身近なところだと家庭ごみをコンビニエンスストアのごみ箱に捨てること、これらの行為は不法投棄と呼ばれて、捨てるもよい場所ではないところに捨てる行為を指す言葉です。本来であれば焼却処理をしなければならないごみを埋立て処分したということに対し、不適切な処理ではないかと感じた市民の感覚と、今回の処理は問題ないという組合の考えにはずれがあるように思います。家庭ごみや事業系ごみの一般廃棄物は、適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る責任があります。必要な措置を講じなければならないのは明らかであるように思います。

そこで、1つ目に一般家庭からの可燃ごみの処理についてお聞かせください。

2つ目に、収集ごみ、これは第2回定例会のご答弁で、十和田の最終処分場は既にもういっぱいになっているとの認識を示されていましたが、その処分場にごみを搬入した理由についてお聞かせください。また、その処理が適切であったかについてもお聞かせください。

3つ目に、埋め立てたごみをどうするのかお聞かせください。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（豊川泰市） 小山田管理者。

○管理者（小山田 久） 私からは、一般家庭から出る可燃ごみの処理についてお答えいたします。

先ほど以来申し上げておりますが、ごみ処理施設に搬入されました可燃ごみは、ごみ焼却炉に投入され、焼却処理された後、焼却灰あるいはまた飛灰として排出されております。その排出された焼却灰、飛灰は、八戸のセメント会社に委託しておりまして、セメントの原料として再利用していただいているという状況でございます。したがって、これが可燃ごみの流れということになります。

あといろいろご質問ありましたが、詳細については事務局のほうから答弁をさせます。

以上、壇上からの答弁といたします。

○議長（豊川泰市） 局長。

○事務局長（牛崎 満） 収集ごみを最終処分場に搬入した理由と、それが適切だったのかについてお答えいたします。

先ほどの中嶋議員からのご質問でもお答えした内容を繰り返すこととなりますが、昨年は春先から新型コロナウイルスの感染対策としてのステイホームなどの影響によるものと思われましても、全般的に家庭ごみの搬入量が増大しており、お盆の時期にはごみピットに入り切れなくなる寸前の状態になってしまいました。しかしながら、家庭ごみの収集は絶対ストップすることはできませんので、臨時の措置として8月17日の週の可燃ごみにつきましては十和田最終処分場に搬入したものであります。

なお、十和田最終処分場は、可燃ごみの埋立てもできる処分場として県に届出をし、受理されている施設であり、計画上の受入れ可能な量は少なくはなっておりますけれども、最終処分場として使用可能な施設であり、可燃ごみを処分することについては問題

はございません。

次に、埋め立てたごみの今後の処理についてお答えいたします。昨年十和田最終処分場へ搬入しました可燃ごみにつきましては、その上に覆土といたしまして、土を覆いかぶせてございます。その状態が最終処分となりますので、今後何らかの処理を行うということとはございません。

以上でございます。

○議長（豊川泰市） 山田議員。

○1番（山田洋子） ご答弁ありがとうございます。それでは、再質問させていただきます。

可燃ごみの埋立ての処理というのは、通常の処理とは違っていたと思いますけれども、そのためにどのような手続を行ったのか、それについてお聞かせください。

○議長（豊川泰市） 局長。

○事務局長（牛崎 満） ただいまの質問にお答えいたします。

可燃ごみ、その他のごみにつきましても、最終処分場に搬入の際は覆土、土をかぶせるという処理を行うこととなります。

なお、最終処分場への搬入につきましては、特に手続等を取るといったことはございません。

以上です。

○議長（豊川泰市） 山田議員。

○1番（山田洋子） 焼却処分が通常で、今回は違っていたけれども、特に手続などはなくそういうことができるということなのですね。分かりました。

その処理については、管理者には事後、事前なり、相談ですとか、そういった報告などはあったものでしょうか。

○議長（豊川泰市） 局長。

○事務局長（牛崎 満） ただいまの質問にお答えいたします。

管理者のほうには、事後となりましたが、報告しております。

以上でございます。

○議長（豊川泰市） 山田議員。

○1番（山田洋子） ありがとうございます。

次に、最終処分の場所についてですけれども、ここしか処分できる場所がなかったということで先ほどご答弁いただいていたのですけれども、五戸の処分場に運ぶというような選択肢などはなかったのでしょうか。

○議長（豊川泰市） 局長。

○事務局長（牛崎 満） ただいまの質問にお答えいたします。

十和田の最終処分場は一部可燃ごみも受け入れることができますが、五戸は可燃ごみを受け入れるという届出をしておりません。したがって、今回のように可燃ごみを埋立てする際は、どうしても十和田最終処分場ということになります。

以上でございます。

○議長（豊川泰市） 山田議員。

○1番（山田洋子） 埋立ての処分をするということを、ピットがいっぱいだったという

ような状態もあって、緊急、急いで決められたような感じでのお話に聞いているのですけれども、そういう通常とは違う処理であっても、埋立て処分をするということに対しての何か協議ですとか、話し合いですとか、そういったものというのは持たれたのでしょうか。

○議長（豊川泰市） 局長。

○事務局長（牛崎 満） ただいまの質問にお答えいたします。

ごみ焼却場のピットが既に満杯に近い状態だということで、前の週に業者のほうに連絡をして対応していただきました。緊急ということもありまして、今回はそのように前に協議するというようなことはしておりません。

以上です。

○議長（豊川泰市） 山田議員。

○1番（山田洋子） ありがとうございます。先ほど中嶋議員からの質問とも同じようなことになりますけれども、市民の方から意見が出されているので、率直に伺いますけれども、今回の処理方法は不法投棄に当たりませんかというようなことで、市民の方からご質問などいただいています。先ほどのご答弁ですと、可燃ごみを処理できる処分場だということでありましたけれども、やはりその辺の市民感覚からすると最終処分場に埋め立てる、本来のやり方ではないというのは不法投棄だというふうに考える方も多いのですけれども、そのことについてご答弁をお願いいたします。

○議長（豊川泰市） 局長。

○事務局長（牛崎 満） ただいまの質問にお答えいたします。

先ほどの一般質問の答弁の中でもお答えしておりますけれども、十和田最終処分場は可燃ごみも埋め立てることができるものとして使用できるものでございますので、今回の行為も適切なものであったというふうに考えております。

以上です。

○議長（豊川泰市） 山田議員。

○1番（山田洋子） ありがとうございます。

それでは、埋め立てたごみの処理についてですけれども、覆土を行ったことで処理になっているということでございます。今回埋め立てられた家庭ごみの量が500トン程度という計算になるのですけれども、こちらは健康被害を及ぼすものではなく、管理型の最終処分場に準じた形での処分場であるということですので、500トンという量が多いというふうに感じますけれども、地下水の影響を心配する声も上がっています。これは、調査などについては行っているものなのでしょうか。

○議長（豊川泰市） 局長。

○事務局長（牛崎 満） ただいまの質問にお答えいたします。

最終処分場につきましては、汚水を下のほうから誘導するような形で排水処理施設のほうに導かれ、そこで処理された上で、基準値になるようにきれいにした状態で放流となっております。その処理水、放流水につきましても毎月調査を行いまして、基準値内だということを確認しております。

以上です。

○議長（豊川泰市） 山田議員。

○1番（山田洋子） ありがとうございます。

では、最後の質問になりますが、委託料についてですけれども、焼却はしなかったけれども、ごみ量を計測しているというふうに向っていたのですけれども、委託料については問題はないのでしょうか。また、焼却灰などセメント原料化業務の委託料の増減などにも影響はないのでしょうか。

○議長（豊川泰市） 局長。

○事務局長（牛崎 満） ただいまの質問にお答えいたします。

焼却灰の処理に関しましては、出した分だけ委託料を払うという形になっておりますので、そちらのほうについては問題はありません。

すみません、もう一つ、最初のほうの質問をもう一度お願いしたいのですけれども。

○議長（豊川泰市） 山田議員。

○1番（山田洋子） 埋立て処分した分を処分する前には焼却施設でごみの量を量っていると思うのですけれども、それによって委託料については変わったりという、そういった影響はあったりするもののでしょうか。

○議長（豊川泰市） 局長。

○事務局長（牛崎 満） ただいまの質問にお答えいたします。

今回の最終処分場に搬入したことによります業者への経費等の変更はございません。以上です。

○議長（豊川泰市） 山田議員。

○1番（山田洋子） ありがとうございます。

ごみの減量化には、市民の協力が必要です。リユースやリサイクル、分別などに取り組んでいる市民の方々だったり、地球環境のためにごみ問題を勉強して実践している子供たち、そのような市民の考えからすると、今回の処理が実際納得してもらえるかどうかというのは、これからも情報を発信するということが大切なのだと思います。先ほどの定期的な水質管理を行っていることなどについてもそうだと思います。

先日このことが新聞報道になっていました。市民の方からは、「この処理に問題がないという法的根拠を理由にされているというところで、それが本当の解決になっているのかどうか疑問だ」、あと「今回のことは、報道がなければ公表されることもなくて全然知らないことだった」という意見が届いています。

SDGsを体現していくことに価値があると思う人が多くなっていますので、環境や社会に配慮した廃棄物処理というものを要望いたしまして、全ての質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（豊川泰市） 以上で山田洋子議員の質問を終わります。

これをもって一般質問を終了します。

ここで暫時休憩します。

午後3時09分 休憩

午後3時10分 再開

○議長（豊川泰市） 休憩を解いて会議を開きます。

日程第4 議案第1号 十和田地域広域事務組合し尿処理事務財政調整基金条例の制定について～日程第22 報告第1号 専決処分の報告について

○議長（豊川泰市） 日程第4、議案第1号 十和田地域広域事務組合し尿処理事務財政調整基金条例の制定についてから日程第22、報告第1号 専決処分の報告についてまでの議案18件、報告1件を一括上程します。

この際、管理者から提案理由の説明を求めます。

小山田管理者。

○管理者（小山田 久） 令和3年第1回十和田地域広域事務組合議会定例会の開会に当たり、提案いたしました議案について、その概要をご説明申し上げます。

議案第1号の十和田地域広域事務組合し尿処理事務財政調整基金条例の制定については、十和田地区環境整備事務組合の解散により同組合からし尿及び浄化槽汚泥の前処理を行う施設の設置及び管理運営に関する事務等を承継することに伴い、し尿処理事務財政調整基金を設置するためのものであります。

議案第2号の十和田地域広域事務組合浄化槽清掃業の許可に関する条例の制定については、十和田地区環境整備事務組合の解散により同組合から浄化槽清掃業の許可に関する事務を承継することに伴い、当該事務に関する必要な事項を定めるためのものであります。

議案第3号の十和田地域広域事務組合事務局設置条例等の一部を改正する条例の制定については、十和田地区環境整備事務組合の解散により同組合からし尿及び浄化槽汚泥の前処理を行う施設の設置及び管理運営に関する事務等を承継することに伴い、関係する条例4件について所要の改正を行うためのものであります。

議案第4号の十和田地域広域事務組合職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定については、新型コロナウイルス感染症患者等に対応した消防職員に対し、特例による救急業務手当を支給するためのものであります。

議案第5号の十和田地域広域事務組合消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定については、十和田湖消防署の位置を変更するためのものであります。

議案第6号の十和田地域広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、電気自動車等の急速充電設備に関する基準を改定するためのものであります。

議案第7号の青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更については、構成団体である十和田地区環境整備事務組合が令和3年3月31日をもって解散することに伴い、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について協議するためのものであります。

議案第8号の青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森

県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合規約の変更については、構成団体である十和田地区環境整備事務組合が令和3年3月31日をもって解散すること及び規約の所要の整理を行うことに伴い、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合規約の変更について協議するためのものであります。

議案第9号から議案第16号までの令和3年度十和田地域広域事務組合一般会計予算並びに各特別会計予算について申し上げます。

議案第9号の令和3年度十和田地域広域事務組合一般会計予算について申し上げます。歳入歳出予算の総額は、それぞれ7,288万5,000円となっております。歳入の主なものは、構成市町村からの負担金7,288万3,000円、歳出の主なものは議会費360万円、総務費6,898万5,000円を計上いたしました。

議案第10号の令和3年度十和田地域広域事務組合消防特別会計予算について申し上げます。歳入歳出予算の総額は、それぞれ15億5,759万4,000円となっております。歳入の主なものは、構成市町からの負担金15億705万3,000円、組合債3,590万円、歳出の主なものは消防費14億3,335万1,000円、公債費1億2,222万7,000円を計上いたしました。地方債については、高規格救急自動車更新及び資材搬送車更新等の見込額を計上いたしました。

議案第11号の令和3年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計予算について申し上げます。歳入歳出予算の総額は、それぞれ5億8,850万3,000円となっております。歳入の主なものは、構成市町からの給食費負担金及び教育費負担金5億8,846万8,000円、歳出の主なものは、教育総務費2億7,143万7,000円、給食事業費3億1,606万4,000円を計上いたしました。債務負担行為については、複写機借上料の見込額を計上いたしました。

議案第12号の令和3年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計予算について申し上げます。歳入歳出予算の総額は、それぞれ10億987万2,000円となっております。歳入の主なものは、構成市町村からの負担金8億8,096万1,000円、使用料及び手数料1億1,579万1,000円、財産収入1,136万円、歳出の主なものは、衛生費10億787万1,000円を計上いたしました。

議案第13号の令和3年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計予算について申し上げます。歳入歳出予算の総額は、それぞれ6,772万9,000円となっております。歳入の主なものは、構成市町からの負担金6,199万8,000円、使用料及び手数料572万円、歳出の主なものは、衛生費4,826万2,000円、公債費1,896万7,000円を計上いたしました。

議案第14号の令和3年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計予算について申し上げます。歳入歳出予算の総額は、それぞれ8,640万4,000円となっております。歳入の主なものは、受託事業収入8,639万4,000円、歳出の主なものは、消防費8,620万4,000円を計上いたしました。債務負担行為については、OA機器借上料の見込額を計上いたしました。

議案第15号の令和3年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計予算について申し上げます。歳入歳出予算の総額は、それぞれ7,371万7,000

円となっております。歳入は、各消防本部からの負担金7,371万6,000円を計上いたしました。歳出は、消防費6,771万7,000円を計上いたしました。債務負担行為については、複写機借上料の見込額を計上いたしました。

議案第16号の令和3年度十和田地域広域事務組合衛生特別会計予算について申し上げます。歳入歳出予算の総額は、それぞれ2億5,627万円となっております。歳入の主なものは、構成市町村からの負担金1億6,052万8,000円、諸収入9,571万円、歳出の主なものは、衛生費5,766万円、施設管理費1億891万1,000円、清算金8,548万1,000円を計上いたしました。

議案第17号の令和2年度十和田地域広域事務組合消防特別会計補正予算(第2号)について申し上げます。今回の補正は、歳入歳出それぞれ511万2,000円を減額いたしました。この結果、歳入歳出それぞれの総額は、24億7,941万9,000円となりました。主に備品購入費の入札残に伴い、組合債等を減額するものであります。地方債の補正については、新十和田湖消防署庁舎建設事業及びはしご付消防ポンプ自動車更新事業等の見込額を減額補正いたしました。

議案第18号の令和2年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計補正予算(第2号)について申し上げます。今回の補正は、債務負担行為の補正について令和3年度学校給食運送業務委託料の見込額を計上いたしました。

報告第1号の専決処分の報告について申し上げます。今回の専決処分は、新十和田湖消防署庁舎建築工事請負契約について、庁舎基礎部分の地中埋設物の撤去処分及び地盤改良の延長等に係る設計変更に伴い、契約金額を変更したものであります。

以上、本議会に提案いたしました議案の概要について申し述べましたが、詳細につきましては、その都度ご説明申し上げますので、ご審議の上、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

日程第4 議案第1号 十和田地域広域事務組合し尿処理事務財政調整基金条例の制定について

○議長(豊川泰市) 日程第4、議案第1号 十和田地域広域事務組合し尿処理事務財政調整基金条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(豊川泰市) なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(豊川泰市) なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(豊川泰市) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 十和田地域広域事務組合浄化槽清掃業の許可に関する条例の制定について

○議長（豊川泰市） 日程第5、議案第2号 十和田地域広域事務組合浄化槽清掃業の許可に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号 十和田地域広域事務組合事務局設置条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（豊川泰市） 日程第6、議案第3号 十和田地域広域事務組合事務局設置条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第4号 十和田地域広域事務組合職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（豊川泰市） 日程第7、議案第4号 十和田地域広域事務組合職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

堰野端議員。

○14番（堰野端展雄） 今回の条例改正ですけれども、常日頃消防職員の皆さんはこのコロナ禍で非常に頑張ってもらっていることにまず敬意を表したいと思いますし、今回の条例改正については賛成でありますけれども、何点か確認したいことがありますので、お聞きいたします。

13ページのほうに改正する条例がありますけれども、この中で救急業務手当の特例ということで、まず管理者が定める区域とあります。これはどういうことなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

次に、2番と3番の下のほう、当該消防職員が従事したこの項前段に規定する管理者が定める業務が第4条第1項の業務に該当するときとはありますけれども、この第4条第1項の業務とはどういった業務なのか。

また、続きまして、当該業務については同条の規定は適用しないとありますけれども、この辺理解力不足で申し訳ありませんが、具体的にどうなるのか、ちょっと分かりやすく説明していただきたいと思います。

最終的に今回の手当の対象の業務、これ具体的にはどういった業務になるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（豊川泰市） 消防長。

○消防長（高森仁史） ただいまの堰野端議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、最初の管理者が定める区域とは、新型コロナウイルス感染症の患者またはその疑いのある者の救急搬送に係る救急車などの車両の内部、その経路上にある区域を想定しております。

2つ目の第4条第1項の業務とは、特殊勤務手当の支給対象となっている救急業務で5項目ございます。1つ目は、救急救命士法第44条第1項に規定する救急救命処置を行う救急業務、2つ目は心肺機能停止の傷病者に心肺蘇生法の応急処置を行う救急業務、3つ目は特殊な救急事故において行う救急業務、4つ目は感染症または新感染症と疑われる傷病者を搬送する救急業務、最後にその他消防長がこれに相当すると認められる救急業務でございます。

続きまして、当該業務については同条の規定は適用しないについてお答えします。特殊勤務手当支給条例第4条第1項は、救急業務の中において著しく危険、不快または困難な場面での業務に従事した職員に対する手当として規定されております。今回の改正は、これら特殊な救急業務における特例運用として定めるもので、対象となった場合は当該特例運用の支給となることから、同条例第4条第1項による手当は併給しないものでございます。

4つ目の手当の対象となる具体的な業務は、新型コロナウイルス感染症の患者またはその疑いのある者に対して行う観察、応急処置、救急車内収容、医療機関への搬送などの救急業務を想定しております。

以上でございます。

○議長（豊川泰市） 暫時休憩します。

○議長（豊川泰市） 休憩を解いて会議を開きます。

堰野端議員。

○14番（堰野端展雄） ありがとうございます。

まず、管理者が定める区域ということで、車内とその経路ということではありますが、そうするとこの条例が今日通れば、早速区域を定めるということによろしいか、まず1つお聞きいたします。

具体的な今回の手当の支給業務を大体理解できたと思います。いずれにしろ、こういった状況下ですので、初の試みというか、そういったことになろうかと思っておりますので、職員の皆さんに対して、切れ目のない手当というか支給といったそういうふうな方向でぜひお願いしたいと思っております。まず1点だけ、区域のことについてお聞きいたします。

○議長（豊川泰市） 消防長。

○消防長（高森仁史） ただいまの質問にお答えします。

先ほども説明したとおり、救急搬送に係る救急車などの車両の内部またその経路上救急現場等もありました。それから、病院に搬送するまでの区間、区域を想定しております。

以上でございます。

○議長（豊川泰市） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第5号 十和田地域広域事務組合消防本部及び消防署
設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（豊川泰市） 日程第8、議案第5号 十和田地域広域事務組合消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（豊川泰市） なしと認めます。
これより討論に入ります。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（豊川泰市） なしと認めます。
これより採決を行います。
お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（豊川泰市） ご異議なしと認めます。
よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第6号 十和田地域広域事務組合火災予防条例の一部
を改正する条例の制定について

- 議長（豊川泰市） 日程第9、議案第6号 十和田地域広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（豊川泰市） なしと認めます。
これより討論に入ります。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（豊川泰市） なしと認めます。
これより採決を行います。
お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（豊川泰市） ご異議なしと認めます。
よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第7号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する
地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変
更について

- 議長（豊川泰市） 日程第10、議案第7号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とします。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（豊川泰市） なしと認めます。
これより討論に入ります。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（豊川泰市） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(豊川泰市) ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第8号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合規約の変更について

○議長(豊川泰市) 日程第11、議案第8号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(豊川泰市) なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(豊川泰市) なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(豊川泰市) ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第9号 令和3年度十和田地域広域事務組合一般会計予算

○議長(豊川泰市) 日程第12、議案第9号 令和3年度十和田地域広域事務組合一般会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(豊川泰市) なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(豊川泰市) なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(豊川泰市) ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第10号 令和3年度十和田地域広域事務組合消防
特別会計予算

○議長（豊川泰市） 日程第13、議案第10号 令和3年度十和田地域広域事務組合消防特別会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

久慈議員。

○13番（久慈年和） 私から何点か質問したいと思います。

6ページ、使用料、行政財産使用料とありますけれども、どういうものなのか教えていただきたいと思います。

○議長（豊川泰市） 消防長。

○消防長（高森仁史） ただいまの久慈議員のご質問にお答えいたします。

まず、行政財産使用料について、これは十和田消防庁舎、十和田湖消防庁舎、六戸消防庁舎に設置する自動販売機及び十和田消防庁舎3階の一部を占有する上十三地域4消防本部消防通信指令事務協議会の建物使用料並びにそれぞれで使用する電気料等の加算金として行政財産使用料徴収条例に基づき徴収しているものでございます。

以上でございます。

○議長（豊川泰市） 久慈議員。

○13番（久慈年和） そういうことであれば、令和元年度約312万円、昨年の予算は187万円、そして今回271万円となっていますけれども、毎年度使用料がばらばらな理由を教えてください。

○議長（豊川泰市） 消防長。

○消防長（高森仁史） ただいまの質問にお答えいたします。

予算変動の理由について、庁舎の使用料は行政財産使用料徴収条例に想定される使用料の額を基本として、競争入札で向こう3年間の徴収額を決定しております。令和元年度からの予算額の主な変動理由につきましては、自動販売機が1台減になったことに加え、令和元年度はそれまでの貸付契約の最終年度として既に確定している額を予算計上していることに対して、令和2年度の予算編成時は新たな契約が確定していない時期でもあったことから、条例に定める基本の使用料の額を計上したことによるものです。また、令和3年度は、既に令和4年度までの新たな貸付契約が締結済みであり、確定額を予算計上することができたことから、結果予算額の差異が生じたものでございます。

以上でございます。

○議長（豊川泰市） 久慈議員。

○13番（久慈年和） 大変よく分かりました。

続いて7ページ、基金繰入金とあります。現在基金は幾らあるのか教えていただきたいと思います。

○議長（豊川泰市） 消防長。

○消防長（高森仁史） ただいまの質問にお答えいたします。

令和2年度末の消防施設整備基金の見込み残高は3,094万7,000円となっております。

以上でございます。

○議長（豊川泰市） 久慈議員。

○13番（久慈年和） その額は少ないと思いますか、多いと思いますか。私は少ない額だなというふうに思いますけれども……

（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市） 暫時休憩します。

午後3時40分 休憩

午後3時41分 再開

○議長（豊川泰市） 休憩を解いて会議を開きます。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第11号 令和3年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計予算

○議長（豊川泰市） 日程第14、議案第11号 令和3年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（豊川泰市） ご異議なしと認めます。
よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第12号 令和3年度十和田地域広域事務組合清掃
特別会計予算

- 議長（豊川泰市） 日程第15、議案第12号 令和3年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

久慈議員。

- 13番（久慈年和） それでは、3回しか質問できないみたいなので、まとめて質問させていただきます。

清掃の5ページ、財産収入で財産売払収入、鉄、アルミ、紙類とあります。鉄、アルミ、紙類の変動価格の最近の状況を教えてほしいと思います。

それから、5ページの一番下、雑収入とあります。私は、できるだけ分別をしている状況ですけれども、ペットボトルはペットボトルで処分の方法があるだろうと思いますけれども、プラスチックごみの処分は国内でも余っている状況だというふうに聞いていますけれども、現在どのような状況になっているかお聞きしたいと思います。その2点質問します。

- 議長（豊川泰市） 局長。

- 事務局長（牛崎 満） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、財産売払収入の鉄、アルミ、紙類の価格の変動なのですけれども、鉄につきましては2年前と比べましてトン当たり1万2,000円ほど下がっております。アルミにつきましては、トン当たり1万800円下がっております。紙類のうち段ボールにつきましては、トン当たり5,000円下がっております。新聞がトン当たり6,000円、雑誌類がトン当たり2,000円、紙パックがトン当たり2,000円というように、いずれも価格が低迷している状態でございます。

それから、プラスチック製容器につきましては、収集、圧縮した状態でリサイクル協会のほうに引き取っていただいておりますけれども、主にパレットやプラスチック等の車止めなどにリサイクルされている。これに関しては、お金を払って引き取ってもらうというふうな状況になってございます。

以上です。

- 議長（豊川泰市） 久慈議員。

- 13番（久慈年和） 金を払わなければならないという状況だというのは、私はちょっと不自然だなというふうに思っていますけれども、現在全国でもプラスチックのごみが余っている状況だというふうに聞いていましたので、仕方ないのかなというふうに思います。

7ページ、ごみの委託費ですけれども、ごみ処理基本計画の見直し業務とあります。ごみ処理基本計画ですけれども、これは平成28年から計画されていますけれども、何のために見直しするのかお聞きしたいと思います。

○議長（豊川泰市） 局長。

○事務局長（牛崎 満） ただいまの質問にお答えいたします。

ごみ処理基本計画につきまして、廃棄物処理法に基づきまして定めたものでございますけれども、おおむね10年から15年の計画として策定されております。当組合では、10年の目標年度として策定しておりましたが、この計画につきまして5年ごとに改定することとされておりますので、ちょうど令和3年度がその中間年度に当たるといふことで見直し作業を行うものでございます。

以上です。

○議長（豊川泰市） 堰野端議員。

○14番（堰野端展雄） 主な事業の説明の8ページに当たりますけれども、焼却灰及び飛灰セメント原料化処理業務ということでいろいろ事業の概要等ありますけれども、ここで当組合の焼却灰、これが以前から品質改善を求められてきているとここに書かれております。品質改善を考えているのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

そして、今回処理単価の改定ということでありまして、これは品質が悪いからの改定ということで理解していかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（豊川泰市） 局長。

○事務局長（牛崎 満） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、焼却灰の品質改善についてでございますけれども、焼却灰の品質改善には取り組んでいきたいというふうに考えております。ただ、金属類等の混入につきましては、すぐにできるような対策はございません。焼却残渣と燃え残り残渣に関しましては、主な原因は水分が多いということでして、これを何とかしたいということで、組合でできること、それから分別収集の際、分別収集にも関係あるものかと思っておりますので、構成市町村の担当のほうとも協議してまいりたいというふうに考えております。

それから、処理単価の改定につきましては、焼却灰の品質に問題あって、それに対するコスト、それから業者自身の処理単価の引き上げと、この2つの要因でございます。

以上です。

○議長（豊川泰市） 堰野端議員。

○14番（堰野端展雄） ありがとうございます。まず品質改善、これはごみ処理に関しては構成市町村、皆さん入っておりますので、先ほど局長答弁したように、構成団体も全て協力していただかないとまらないものと思っております。金属等が入っているということですので、燃えるごみに対してそういったものが入っているのがこの管内は多いということであろうと思っておりますので、やはり市町村民の方々にもう一回、うるさいぐらいきちっと情報発信していかなければならないのかなと。そのおかげで今処理単価も上がるわけですから、皆さんがしっかり分別していただければ処理単価も上がらないことにつながっていくと思っております。とにかくお金を出して何とか処理していただくという考えではなくて、できることはしっかりと市町村民の方々にもやっていただいて、その結果処理単価も下がるということも、そういったことも広報等できちんとお知らせするのも一つかなと思っておりますので、そこは要望して終わります。

○議長（豊川泰市） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（豊川泰市） なしと認めます。
これより討論に入ります。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（豊川泰市） なしと認めます。
これより採決を行います。
お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（豊川泰市） ご異議なしと認めます。
よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第13号 令和3年度十和田地域広域事務組合火葬
特別会計予算

- 議長（豊川泰市） 日程第16、議案第13号 令和3年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計予算を議題とします。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（豊川泰市） なしと認めます。
これより討論に入ります。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（豊川泰市） なしと認めます。
これより採決を行います。
お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（豊川泰市） ご異議なしと認めます。
よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第14号 令和3年度十和田地域広域事務組合十和
田市消防団事務受託事業特別会計予算

- 議長（豊川泰市） 日程第17、議案第14号 令和3年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計予算を議題とします。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（豊川泰市） なしと認めます。
これより討論に入ります。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（豊川泰市） なしと認めます。
これより採決を行います。
お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(豊川泰市) ご異議なしと認めます。
よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第15号 令和3年度十和田地域広域事務組合消防
通信指令事務協議会特別会計予算

- 議長(豊川泰市) 日程第18、議案第15号 令和3年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(豊川泰市) なしと認めます。
これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(豊川泰市) なしと認めます。
これより採決を行います。
お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(豊川泰市) ご異議なしと認めます。
よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第16号 令和3年度十和田地域広域事務組合衛生
特別会計予算

- 議長(豊川泰市) 日程第19、議案第16号 令和3年度十和田地域広域事務組合衛生特別会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

堰野端議員。

- 14番(堰野端展雄) 主な事業の説明の17ページになりますが、今回これまでの既存の施設の処理に比べて大幅な経費の節減につながるということで、大変うれしく思っておりますけれども、ここで今回運営管理費5,200万円ほど計上されておりますけれども、これは処理量に関係なく毎年このぐらいかかるということなのか、まず1つお聞きしたいと思います。

続いて、次の18ページに六戸衛生センター維持管理業務ということで1億円ほど出ておりますけれども、これは今後毎年このようにかかっていくのかどうか確認したいと思います。

- 議長(豊川泰市) 局長。

- 事務局長(牛崎 満) ただいまの質問にお答えいたします。

まず、17ページの下水一次処理センターの運営管理費につきましてですけれども、処理量に関係なく毎年この費用、金額が必要になるということでございます。

続きまして、18ページの六戸衛生センター維持管理業務につきましては、4月から六戸衛生センターは運用停止となりまして、その後悪臭等が発生しないために処理施設の洗浄作業を行うということを予定しております。それにかかる費用が維持管理費の約8割から9割ほどを占めるということでありますので、この作業が済んでしまえば翌年度以降の維持管理費に関してはこんなにかかるということではございません。

以上です。

○議長（豊川泰市） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市） ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第17号 令和2年度十和田地域広域事務組合消防
特別会計補正予算（第2号）

○議長（豊川泰市） 日程第20、議案第17号 令和2年度十和田地域広域事務組合消防特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（豊川泰市） ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第18号 令和2年度十和田地域広域事務組合学校
給食特別会計補正予算（第2号）

○議長（豊川泰市） 日程第21、議案第18号 令和2年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(豊川泰市) なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(豊川泰市) なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(豊川泰市) ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第22 報告第1号 専決処分の報告について

○議長(豊川泰市) 日程第22、報告第1号 専決処分の報告についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(豊川泰市) なしと認めます。

よって、報告第1号は報告済みとします。

閉 会

○議長(豊川泰市) 以上をもちまして今定例会に付議されました事件の審議は全て終了しました。

よって、令和3年第1回十和田地域広域事務組合議会定例会を閉会します。

誠にご苦労さまでした。

午後4時00分 開会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

十和田地域広域事務組合議会議長 豊川泰市

同 議員 澤上 訓

同 議員 櫻田 百合子